

大刀洗町告示第58号

平成27年第2回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

平成27年11月20日

大刀洗町長 安丸 国勝

1 期 日 平成27年12月7日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

安丸眞一郎

黒木 徳勝

森田 勝典

林 威範

平田 利治

松熊武比古

長野 正明

平田 康雄

高橋 直也

平山 賢治

花等 順子

山内 剛

○応招しなかった議員

平成27年 第2回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日)

平成27年12月7日 (月曜日)

議事日程 (第1号)

平成27年12月7日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①検査結果の報告

②第59回町村議会議長全国大会等の報告

③委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 同意第7号 教育長の任命について

日程第5 議案第49号 大刀洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

日程第6 議案第50号 大刀洗町地域優良賃貸住宅基金条例の制定について

日程第7 議案第51号 大刀洗町税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第52号 久留米広域市町村圏事務組合規約の変更について

日程第9 議案第54号 久留米市との久留米広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について

日程第10 議案第53号 久留米市との久留米広域定住自立圏の形成に関する協定を廃止する協定の締結について

日程第11 議案第55号 町道路線の認定について

日程第12 議案第56号 平成27年度大刀洗町一般会計補正予算 (第3号) について

日程第13 議案第57号 平成27年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) について

日程第14 議案第58号 平成27年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第2号) について

日程第15 議案第59号 平成27年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算 (第2号) について

て

日程第16 認定第1号 平成26年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第2号 平成26年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第3号 平成26年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定第4号 平成26年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20 認定第5号 平成26年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第21 認定第6号 平成26年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- (1) 議長の報告
 - ①検査結果の報告
 - ②第59回町村議会議長全国大会等の報告
 - ③委員会所管事務調査の報告
 - (2) 町長の報告(あいさつ)
- 日程第4 同意第7号 教育長の任命について
- 日程第5 議案第49号 大刀洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第50号 大刀洗町地域優良賃貸住宅基金条例の制定について
- 日程第7 議案第51号 大刀洗町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第52号 久留米広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第9 議案第54号 久留米市との久留米広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について
- 日程第10 議案第53号 久留米市との久留米広域定住自立圏の形成に関する協定を廃止する協定の締結について
- 日程第11 議案第55号 町道路線の認定について
- 日程第12 議案第56号 平成27年度大刀洗町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第13 議案第57号 平成27年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第14 議案第58号 平成27年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第15 議案第59号 平成27年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第16 認定第1号 平成26年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第2号 平成26年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第3号 平成26年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認

定について

日程第19 認定第4号 平成26年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20 認定第5号 平成26年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第21 認定第6号 平成26年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

出席議員（12名）

1 番	安丸眞一郎	2 番	黒木 徳勝
3 番	森田 勝典	4 番	林 威範
5 番	平田 利治	6 番	松熊武比古
7 番	長野 正明	8 番	平田 康雄
9 番	高橋 直也	10 番	平山 賢治
11 番	花等 順子	12 番	山内 剛

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 福永 康雄

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	岡田 暁人
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	大浦 克司
税務課長	……………	須山りつ子	健康福祉課長	……………	川原 久明
地域振興課長	……………	矢野 孝一	産業課長	……………	森 利一郎
建設課長	……………	重松 俊一	子ども課長	……………	平田 栄一
会計課長	……………	田中 豊和	生涯学習課長	……………	森田 正道
住民課長	……………	佐田 裕子	総務係長	……………	堀内 智史
財政係長	……………	早川 正一	企画係長	……………	福岡 信義
監査委員	……………	秋吉 淑子			

開会 開議午前9時00分

○議長（山内 剛） おはようございます。現在の出席議員は全員、12名です。ただいまから平成27年第2回大刀洗町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（山内 剛） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、3番、森田勝典議員、4番、林威範議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（山内 剛） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員長の報告を求めます。

森田勝典委員長、登壇して報告をお願いします。

○議会運営委員長（森田 勝典） 皆様、おはようございます。議会運営委員長の森田勝典でございます。12月定例会の議会運営について、議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

委員会は、平成27年11月24日午前9時半から協議会室において開催し、出席委員は5名でございました。山内議長及び執行部側から大浦総務課長の出席を得て協議いたしました。

事前にお配りをしております会期及び会期日程表をごらんいただきたいと思います。

議会運営委員会で協議の結果、本定例会の会期は、12月7日、きょうから22日までの16日間と決定いたしました。

会期16日間の内容でございますが、まず本日は、議事日程に従って順次議案を上程して、議案審議を進めていきます。

各会計の決算認定については、全議員で構成する決算特別委員会を設置し、委員会に付託していただき、9日水曜、10日木曜、11日金曜、15日火曜に審議していただきます。

8日火曜、12日土曜から14日月曜まで、それと16日水曜は休会といたします。

17日は木曜日、全員協議会を開催いたします。

18日金曜、19日土曜は、休会といたします。

20日日曜日、これは本議会を再開し、一般質問とさせていただきます。

21日月曜日は、休会といたします。

22日は、本会議を再開し、議案審議とさせていただきます。

以上が、今回の定例会の会期及び会期日程ですが、当町議会の円滑な議会運営ができますよう、ここにお願いいたしまして、報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山内 剛） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告どおり、本日から12月22日までの16日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。本定例会の会期は、本日から12月22日までの16日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

日程第3. 諸報告

○議長（山内 剛） 日程第3、諸報告を行います。

監査委員より、平成27年8月末日、9月末日、10月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

次に、第59回町村議会議長全国大会等の報告をいたします。

第59回町村議会議長全国大会が平成27年11月11日、NHKホールで行われました。メインテーマは、「地方創生の実現を目指して」でございました。来賓といたしまして、両院議長、谷垣幹事長、石破地方創生大臣、その他多くの国会議員が参列をされました。

まず、冒頭に宣言されたものを要約をいたしますと、これまで緩やかな回復基調が続いているものの、町村においては少子高齢化や過疎化の中で依然として厳しい経済、雇用情勢に悩まされ、課題が多く、これまで以上にきめ細かく町村の声に耳を傾け、真の分権型社会が実現されることを強く期待する宣言がなされたわけでございます。

次に、要望事項として、議会の機能強化、農業農村振興対策の強化、教育・文化の振興、その他22件を要望したわけでございます。

関係をいたします九州地区の要望では、新幹線鉄道建設促進、在来鉄道線の整備、高規格幹線道路等の整備、空港の整備促進を進めることを要望したわけでございます。さらに、地方創生の推進、分権型社会の実現と道州制導入反対、町村財政の強化のほか14件の決議をいたしました。

特別決議といたしまして、東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立、地方創生の推進、町村税財源の充実強化、そのほか3件を特別決議したわけでございます。

以上が主な報告でございますけれども、私が感じたことを言わせていただきますと、政府が仕掛けました地方創生戦略策定をどう生かしながら進めるかということが地方自治体並びに我々議

会も含めて大事であることを痛感したわけでございます。

以上でございます。

次に、委員会所管事務調査の報告を行います。

まず、総務文教厚生委員会、安丸眞一郎委員長、登壇して報告をお願いします。

○総務文教厚生委員長（安丸眞一郎） おはようございます。総務文教厚生委員会の活動について御報告いたします。

10月14日午前9時30分から全委員出席のもと、第1回の委員会を開催いたしました。

議題は、下半期の委員会活動について議論をし、学力向上に向けた教育環境整備や高齢者福祉、児童福祉、学童保育、障がい者福祉等々について調査研究を進めてはどうかという意見がありました。

委員会構成が新たになったこともあり、まずは町内の小中学校の教育環境の現状等を視察することといたしました。

11月19日に、大堰小学校と中学校のほうに出向きました。大堰小学校は、今年度100名でスタートしたわけなんですけど、2名の転出があり、現在98名ということです。4時限目の授業参観を行ったところです。少ない学年は9名、多い学年でも24名であり、人数的に指導しやすい反面、6年間変わらないことでの新たな課題も出てくるのではないかと感じたところであります。

また、今年度予定されておりました校舎改築の実施設計が交付税等の関係で見送りとなったわけですが、校舎の現状についても確認してきたところです。特に南側校舎の東側にあります給食室横、軒先のむき出しになった鉄骨、鉄筋です。そういった校舎の現状について確認してきたところです。

また、中学校でも授業参観を行いましたが、全体的に落ち着いた授業風景でした。先生方の板書もシンプルで、皆さん字がきれいに板書をされておりましたし、ユニバーサルデザインに基づく授業づくりがなされていると感じたところです。

3年生は1クラスが38名と多く、体格的にも大きくなっており、教壇と前列の生徒との距離がほとんどない状態で、窮屈な状態での授業であったというふうに思っております。このことは何らかの改善が必要ではないかと感じたところです。

また、給食については、試食を行いましたけど、食材も地元産の米や野菜を使い、温かい物は温かく、冷たい物は冷たく提供されており、おいしい給食が提供されておりました。調理員の体制についても現在、中村学園事業部に委託しておりますが、問題なく進められているとの報告を受けてきたところであります。

以上、簡単ですけども報告を終わります。

○議長（山内 剛） 次に、建設経済委員会、黒木徳勝委員長、登壇して報告をお願いします。

2番、黒木議員。

○建設経済委員長（黒木 徳勝） それでは、建設経済委員会の御報告を申し上げます。

初めての会議でありましたので、まず、建設経済委員としてどのような仕事があるかをまず説明を受けるというようなことで会議を進めました。

まず、建設課から野口係長より平成27年度の事業として国・県の工事、また、町の工事について説明を受けたわけでございます。

まず、国の事業といたしましては、国道322号のバイパス工事について、これについてはまだ地元との説明をしてないというようなことでございましたので、その路線の決定についてはもうはっきりしておりますけれども、区の説明があった後に説明するというところでございました。

県道につきましては、県道鳥栖朝倉線です、これにつきましては小石原川橋のかけかえ工事、これは大堰の三川地区でございます。それと県道上高橋野町線のバイパス工事、これは山隈地区です。それと県道中尾大刀洗線のAコープ前の歩道整備の件、これは本郷校区でございますけれども、27年度事業としては、県の事業としては、この国道と3本の路線の工事を行うという説明がありました。

それと同時に今度は河川関係でございますけれども、河川関係につきましては大刀洗川のしゅんせつ工事を随時、菊池のほうからずっとするというようなことと、今度は陣屋川の架け替え工事です。これにつきましては、まず有本橋、猪ノ本橋、それと本郷小学校の前の橋と県道の本郷橋です、この4カ所の架け替え工事から行うというようなことで、ことしはまず有本橋の工事のかけかえを2年間で行うというふうに聞いております。これが県土木事務所の考え方です。

町の工事といたしましては、町の単独工事といたしまして、道路舗装工事は町の単独予算で行うようにした説明でございました。そして、平成27年度では国庫補助事業といたしまして、1億5,100万円の工事説明があり、これにつきましては社会資本整備総合交付金事業といたしまして15カ所計画されているというようなことで、図面等の説明があったところでございます。

そして、次に産業課からの説明がありました。これにつきましては、いろんな産業課の土地の用水の関係、床島用水なり、また、小石原川の関係の水の関係の図面等の説明があつて、そして主要施策の説明の中で新たな事業といたしまして、町の北部地区の圃場整備計画が今進んでおるというようなことと、ことしは27年度までで大豆の反当たり5,000円の補助事業がことしで終わりますというように説明がありました。それで、農業委員会の改選につきましては、国の法律がちょうど8月いっぱい決定しておりませんでしたので、農業委員会の選挙につきましては旧法で行うということが終わったというようにございまして。

そして、そういうことが終わりましたので、今度は第2回目の建設経済委員会の開催について

の議題を計画したわけでしたので、11月11日の委員会の第2回目につきましては、定住促進事業です、それと株式会社ふるさと、それと高樋開発工事についての計画を行ったわけです。

そして、11日に出席委員全員でございましたけれども、議題といたしまして、大刀洗町定住促進住宅スカイラーク菊池PFI事業について、大刀洗斎場ふるさとと高樋西部工業団地開発について、まず各課長の説明を受けまして、そして現地に行ったわけでございます。その現地の内容を若干説明したいと思います。

まず、スカイラーク菊池の建設現場につきましては、当日11月11日現在では3階建てのコンクリートが打たれておったわけでございます。その場で現場監督と打ち合わせをいたしましたら、12月までには全部出来上がるというようなことで、計画どおり進んでおるというようなことでした。それで、1月以降につきましては、内部の工事をするというようなことでしたので、またその時点で視察をするということで大刀洗定住促進については終わりました。

斎場ふるさとにつきましては、斎場ふるさとでちょうど式がございましたので、現場は見らずに高樋西部工業開発の現場に行ったわけでございます。それにつきましてはちょうど区画全部が決まったというようなことで、私が産業課からもらった図面で説明をしたわけでございます。それで皆様方も御承知のとおり、ちょうど12月の広報に全企業がちょうど売買が終わったというようなことで載ってございましたので、説明は省略いたしたいと思います。

そして、第3回目の建設経済委員会の打ち合わせをいたしまして、平成27年度の活動計画といたしましては、ダム関係の視察をするというようなことで終わったというようなことでございます。2月ごろに一応、大山ダムと小石原川ダムの視察をし、そして、その残りの考え方といたしましては、空き家の対策についても今後検討すべきだろうというようなことで終わりました。

以上、報告を終わります。

○議長（山内 剛） 次に、議会報発行特別委員会平山賢治委員長、登壇して報告をお願いします。10番、平山議員。――失礼しました。議会広報常任委員会の平山委員長です。失礼しました。

○議会報発行委員長（平山 賢治） 4月から常任委員会になっております。よろしくお願いたします。

11月25日に、町村議会広報研修会が開催されまして、委員5名と議長、議会事務局、合計7名で参加をいたしました。

講師はエディターの吉村潔氏であります。ここ三、四年、全国で議会基本条例の制定が激増する中で、広報のリニューアルも進んでおります。今回の研修では、議事録、議会映像の公開と、それらとリンクした広報づくりの必要性が強調されております。

「読者とつながる対話型広報へ」と題しまして、議会広報のコミュニケーション技術あるいは行政広報との違いをどう打ち出すか、例えば予算・決算では報告ではなく経過と議論を掲載すること。また、住民参加型の企画や住民の意見を反映させながらの紙面づくりが強調されております。

私も長いこと委員長を仰せつかっておりますが、確かにここ二、三年、新しい広報技術の流れが進んでいるようでございます。これまでは東北地方の町村が広報・議会報においてはすぐれているという評価が高かったのですが、近年は大規模市議会や首都圏の議会においても、若い人も手にとるような表紙や紙面づくり、住民の方や町内団体を積極的に取り入れた紙面づくりが進められており、基本条例の理念、実現とあわせ、全国でも議会活動が前進していることを実感させられました。

午後は、個別の広報クリニックといたしまして、大刀洗町においてはレイアウトの工夫や見やすい紙面づくりなどの指導を受けました。本紙は今号よりフルカラーとなり、色の構成にも苦労しているところでありますが、委員構成も新たとなり、委員を中心に引き続き議会広報の充実に努める決意であります。

また、ウェブサイトの充実や映像配信を進め、立体的な広報活動を構築したいと考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） これで議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 皆様、おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

本日、ここに平成27年第2回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、師走に入り公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年も残すところあとわずかとなりました。この1年を振り返ってみますと、ことしは各地で自然災害の多発した年でありました。5月には鹿児島県の口永良部島や桜島で爆発的な噴火が発生し、住民が一時避難する事態になったほか、箱根でも火山活動が活発化しました。9月には台風18号による大雨で、北関東、東北地方が広範囲にわたり甚大な被害を受けました。幸いにして当町では大きな災害はなかったものの、日ごろより住民の安全を第一に考えて行動する意識を持つことが重要であると改めて考えさせられました。

また、10月には、TPP・環太平洋経済連携協定で12カ国による大筋合意がなされました。協定が発効すれば世界最大の自由貿易圏が形成され、我が国の経済の活性化につながることを期待されています。

一方で、農業など本町の産業に与える影響は未知数であり、先月25日には、政府のTPP対策の大綱も発表されたようですが、今後の動向に注目してまいりたいと考えております。

ことしの重要な事業の1つは、急速に進展する少子高齢化、人口減少に対応するため、国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、町の将来の人口を展望した人口ビジョンと今後5年間の具体的な施策をまとめた独自の総合戦略を年内に策定することでした。総合戦略の策定に当たっては、住民、産業、教育、金融機関、マスコミなどからなる審議会、若手職員からなるワーキンググループなどで議論を重ね、このほど「大刀洗“よかマチ”創生プロジェクト」として、先日全員協議会にてご報告させていただいたところです。

本町は、これまで子育て・教育環境の充実や定住促進住宅の建設など、若い世代の移住促進に注力してきましたが、今後はそれに加え転入サポートの充実や農・商・工の新たな挑戦を応援する取組み、まちの魅力を掘り起し・磨き・発信する戦略的なシティプロモーションなどを進めてまいります。

さて、本年度も8カ月が経過し、財政面では歳入の根幹である普通交付税もほぼ昨年と同額で、予定どおりの収入となっております。10月に着工しました図書館改修事業をはじめ、普通建設事業も順調に進捗しており、道路改良事業は12月末で約80%の進捗となっております。建設中の定住促進住宅スカイラク菊池も第1回の入居者説明会を開催し、町外から10世帯、町内4世帯の合計14世帯の入居が決定しております。おおむね年度計画全てについて順調に推移しており、これも議員各位並びに町民の皆様の御理解、御協力の賜物と深く感謝申し上げます。

さて、本議会定例会で審議していただきます主な議案は、教育長の任命について、大刀洗町地域優良賃貸住宅基金条例の制定についてなど条例制定が2件、大刀洗町税条例などの一部を改正する条例の制定、町道の認定、一般会計及び特別会計の補正予算4件、平成26年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定6件など、いずれも重要な案件を提案しております。

議員各位におかれましては、慎重に御審議いただきまして、最後には御承認賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

○議長（山内 剛） 町長の挨拶が終わりました。これで諸報告を終わります。

日程第4. 同意第7号 教育長の任命について

○議長（山内 剛） 日程第4、同意第7号教育長の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） おはようございます。総務課の大浦でございます。よろしくお願いたします。

それでは、同意第7号教育長の任命についてでございます。

下記の者を教育長に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

住所、福岡県三井郡大刀洗町大字本郷34番地15、氏名、倉鍵君明、生年月日、昭和24年5月28日。

それでは、理由を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が行われ、これまで教育長は教育委員の中から教育委員会が任命しておりました。今回の改正におきまして、町長が議会の同意を得て直接任命することに改正されました。

施行期日は、平成27年4月1日ですが、経過措置がありまして、現教育長の教育委員としての任期の間はそのまま在職することになっております。そこでこのたび教育委員としての任期が平成27年12月22日で満了となったため、この同意案を提出するものでございます。

裏面の履歴書をごらんください。6のその他の欄です。同氏におかれましては、平成21年4月に教育委員の任命と同時に教育長に就任され、今日まで6年8月を教育長をされています。任期は平成30年の12月22日までの3年間ということになります。

以上で説明を終わります。同意をよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第5．議案第49号 大刀洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第5、議案第49号大刀洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） それでは、議案第49号大刀洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、提案理由及び内容の説明をいたします。

マイナンバーの利用につきましては、平成25年5月に公布されたいわゆる番号法で社会保障・税・災害対策分野の事務、いわゆる法定利用事務が定められております。そこで同様の趣旨で、それ以外に町が独自に利用する場合、つまり独自利用事務と言いますけれども、これを追加する場合や、役場内でマイナンバーを利用した情報の連携を行う場合は条例で定める必要がありま

す。以上のことから法の規定に基づきまして今回条例を制定するものでございます。

では、内容の説明をいたします。1枚お開きください。1ページでございます。

第1条には、法の規定に基づき必要な事項を定めることを規定しております。

第2条におきましては用語の説明、第3条には、町がマイナンバーの利用に当たっては適正な取り扱いを行うための必要な措置を講ずると。そして、国との連携を図り、自主的、主体的に地域の特性に応じた施策を行う。いわゆる町の責務という形で上げております。

第4条におきましては、利用する事務や機関、そして、事務処理を行うために必要な特定個人情報等を規定しております。

2ページをお開きください。

第5条には、役場内で実施機関が違う場合の連携を規定しております。2ページにあります別表第1をごらんください。（第4条関係）について説明いたします。

ここには利用する事務と機関につきまして、6項目を規定しております。第1は、大刀洗町高齢者介護予防実施要綱に基づく事務であって、実施機関としては町長でございます。具体的には独居老人等への食事の配達等に関する事務でございます。第2は乳幼児医療、第3は重度障害者医療、第4はひとり親家庭医療、第5におきましては定住促進住宅に関する事務を上げております。3ページの第6には、実施機関は教育委員会で行います就学援助に関する事務を規定しております。

続いて、3ページにあります別表第3（第5条関係）では、別表第1の事務において異なる実施機関との連携で利用する特定個人情報を規定しております。——失礼しました。4ページでございます。それから4ページをお開きください。別表第3におきましては（第5条関係）でございますが、別表第1の事務において異なる実施機関との連携ということで、個人情報を上げております。こちらにつきましては、機関が教育委員会、それと提供する機関として町長というふうなことで、異なる実施機関との連携を上げております。

この条例の施行日につきましては、番号法附則に規定された日、つまり平成28年の1月1日ということになります。

以上、提案理由と内容を説明いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。10番、平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 10番、平山です。1点お尋ねしたいんですが、これが条例が制定された場合、当該対象者がこれらの番号を提出しないことに対する罰則なり運営上の不利益というのはあるのかどうかお尋ねしたいんですが。

○議長（山内 剛） 大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） 平山議員の質問にお答えしたいと思います。

今回、条例に提案しておりますのは、法律の中に定められました法定事務です。こちらのほうでの法定利用事務について、それ以外の町の方でございます。確かにこの番号法といいますのは、住民の利便性を考えたものであります。また、利便性とともな事務の効率化ということで利用するものでございます。そのような中からある意味利用が提出されないというふうなことになるならば個人の不利益となる部分もあるかというふうに理解します。

以上です。

○議長（山内 剛） 10番、平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 具体的にはどのような不利益が想定されると考えてらっしゃいますか。

○議長（山内 剛） 大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） 今のところ、今回はまだ条例制定でございまして、事務の効率化に向けての条例制定ではございますけれども、具体的な個人に対する不利益というものは今のところはちょっと想定はまだしてありません。

以上です。

○議長（山内 剛） 10番、平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 1問目は不利益が想定される、最初のお答えは不利益が想定されるということで、今は想定されておられませんというのは、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（山内 剛） 大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） 失礼しました。私の中では1回目にお答えしました答弁と2回目は若干違うように感じたというのが、実はこれは個人の利用に対する個人が受けるサービスに対しての必要な措置ということで、ある意味、事務がおくれたりすることはあるというふうに考えるのであって、2回目にお答えしたのは、じゃあ実際にどういったところでどう発生するかという具体的なところまではまだできていないというお答えでさせていただいたところでございます。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） これは法の趣旨からも個人番号を提出しないことによる不利益というのが発生しちゃならないということに、絶対あつてはならないということに思っておりますので、一般質問でも通告しておりますが、その辺については本議会で十分に確認をさせていただきたいと思っております。その辺の不利益が生じちゃいけないと、そういう事務のおくれ等なのです。そこら辺は重々御承知おきいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（山内 剛） よろしいですね。ほかはございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） それでは、1日目は質疑はなしと認めます。

日程第6. 議案第50号 大刀洗町地域優良賃貸住宅基金条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第6、議案第50号大刀洗町地域優良賃貸住宅基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） それでは、皆様、おはようございます。地域振興課の矢野でございます。

それでは、議案第50号大刀洗町地域優良賃貸住宅基金条例の制定について、提案理由及び内容について説明をいたします。

まずは議案書の朗読をいたします。議案第50号でございます。

議案第50号大刀洗町地域優良賃貸住宅基金条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。平成27年12月7日、大刀洗町長安丸国勝。

提案理由ですが、現在整備している大刀洗町地域優良賃貸住宅「スカイラーク菊池」について、入居者家賃収入と維持管理費及び建設費割賦金との差益を積み立て、地域優良賃貸住宅の大規模な修繕等に要する財源に充てるため、大刀洗町地域優良賃貸住宅整備基金を設置するに当たって、必要な事項を定めるというのが提案理由でございます。

内容の説明ですが、皆様が御存じのとおり、本町では定住促進の施策といたしまして、民間企業のノウハウを活用するPFI方式により賃貸住宅「スカイラーク菊池」を建設をいたしております。また、その住宅の設置及び管理に関しましては、既に条例及び規則により定めているところであります。

それでは、中身について説明をいたします。条例文、次のページをお願いいたします。

まず、第1条の（設置）ですが、住宅の修繕、改良及び管理に要する財源に充てるため基金を設置するというふうにしております。

以下、本町の基金条例に基本的に準じております。

第2条ですが（積立額）では、毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とするとしております。

第3条（管理）1項では、現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとし、2項では、その現金は最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるとしております。

第4条（運用益金の処理）では、収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとするとしております。

それから、第5条の（繰替運用）では、確実な繰戻しの方法、機関及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるとしています。

第6条（処分）では、設置の目的を果たすべき事業の経費に充てるときに限り、処分することができることとしております。

第7条（委任）では、この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしております。

附則で、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で大刀洗町地域優良賃貸住宅基金条例の制定について説明を終わります。

御審議の上、御承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。4番、林議員。

○議員（4番 林 威範） 数点質問があります。提案理由の中に、家賃収入と維持管理費及び建設費割賦金との差益を積み立てということがありますが、差益が上がらない場合は積み立てはしないということかというのが1点と、差益がわからない、例えば1年目とかは積み立てないという、ですから次の4月の予算とかでこの基金が上がってくることはないと考えてよろしいかどうかお答えをお願いします。

○議長（山内 剛） 矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） 林議員の質問にお答えいたします。

林議員が言われたとおりで積み立てなしと、次のことも同じようなことでございます。

○議長（山内 剛） 5番、平田利治議員。

○議員（5番 平田 利治） 大規模な修繕というのは、いつごろどの程度のものを想定されているのか、どれぐらいかかるのかという、その辺をお願いしたいと思います。

○議長（山内 剛） 矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） それでは、お答えいたします。

大体年間、今計画しているのが約200万円の基金を考えております。ですから、15年いたしますと約3,000万というふうになりますので、15年あるいは30年をめどに大規模の改修を行う。どういったものかといいますと、外壁でありますとか、漏水です、屋根の漏水とか、そういったものが考えられます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 6番、松熊議員。

○議員（6番 松熊武比古） ちょっとお尋ねします。ためた中で運用益金の処理ということになっておりますが、いろんな金融機関に金を預けて、これをふやすという方法もありますが、まず

損した場合の補填とかそういうのはどんなふうに考えてありますでしょうか。

○議長（山内 剛） 田中会計課長。

○会計課長（田中 豊和） 会計課の田中と申します。基金の運用に関しましては、会計課のほうで行っておりますので、私のほうから答弁させていただきます。

基金につきましては、定期預金を中心に、あと現金で管理しておりますが、一部債券、国債等を買って運用をしております。最近は利率の低下でなかなかいい債券等が見つからないというところで、100円を切ったアンダーパーの債券のほうを購入しまして、その差益で今利益を上げているところです。今後金利が上がっていくとなりますと、利率の低い債券というのがもともとだんだん価値が下がってまいりますので、その辺を見きわめながら、また売却しながら確保していきたいというふうに思っております。

基本、債券ですので額面は必ず入ってくると。満期が来れば入ってくるというような形になりますので、その間、クーポン、利率です、利息収入を年2回ありますので、それを確実に入ってまいります。評価額が額面を下回れば売却しないというところで満期まで持っておく、そういったところで差というか損失が出ないように運用をしております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） ほかに。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 先ほどの答弁の中で大規模改修、15年後ぐらいに大規模改修があるであろうということで、3,000万円ほどを予定しているということでしたが、大規模改修のときの一部に充てるってことなんだろうと思うんですが、大きな、とても大規模改修が3,000万円では難しいのではないかと考えるんですが、何か大規模改修するときの財源というのはこれだけですか。それともほかに何かあるんでしょうか。

○議長（山内 剛） 福岡企画係長。

○企画係長（福岡 信義） 地域振興課企画係の福岡でございます。花等議員のほうから大規模改修に充てる財源ということでの御質問だったかというふうに考えております。

先ほど課長のほうから御説明をいたしました3,000万円程度の額ということですが、実際に今事業契約をしております株式会社大刀洗定住促進のほうから、事業のプロポーザルの提案時に大規模改修に要する費用ということで大まかに、参考程度ではありますけれども、3,500万程度という金額を出しております。基本的には実際にはもうはつきり10年、15年でこれをやるというよりは、その前に実際点検をして、改修が必要なところについては適宜実施をしていきます。

費用等についても、少額の場合は基本的には株式会社のほうが行いますけれども、どうしても規模が費用が大きくなるという、例えばもし地震が起こった場合のリスクだとか、そういったも

のにつきましては町等々——町がリスクを負いますし、多額な場合については協議して行うということになっておりますので、実際には今現状での提案では3,500万程度ですけれども、それが超えることも可能性としてはあり得ます。

ただ、現在、基金に積む額としましては、30年間の事業費の中で、今現在でもおおむね6,000万円程度は基金に積めるのではないかと試算です。これは高い入居率、おおむね9割程度の入居率を得て、それがずっと継続した場合にそれぐらいの基金がたまるのではないかと試算しておりますので、仮に年度の途中で多額の費用が発生した場合には、仮に場合によっては町の財源というものはつぎ込む必要があるかというふうに考えておりますけれども、最終的に高い入居率を維持することによってその部分もペイする。実際には町の財源としては、手出しはもう極めて少なくなる、もしくは少額ではありますけれども町のほうに利益が残るといような事業の形態をとっております。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかがございませんか。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 当初からの基金が6,000万ほどあるであろうということなんですが、これに積み立て、これと合算していくということでしょうか、それともこの条例は全然別なところでの基金でしょうか。

○議長（山内 剛） 矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） それでは、お答えいたします。

ゼロからの積み立てで6,000万と。だからこの基金は6,000万を積み立てるための基金でございます。まあ極端に言えばです。

○議長（山内 剛） 11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 今、定住促進住宅のほうで差益といいますか、それで6,000万ほどの基金の積み立てができるということじゃないんですね。この条例で、最低200万という試算のもとで、だけど、それが6,000万ということですか。

○議長（山内 剛） 福岡企画係長。

○企画係長（福岡 信義） 福岡でございます。初年度から少しずつ歳入と歳出の差益を積み立てていきますので、当然最初はゼロからスタートになるんです、基金というのは。5年、10年と高い入居率を維持することで200万あるいはそれ以上の毎年基金に積んでいける額というものが発生しますので、例えば最初から6,000万があるというわけではなくて、例えば毎年200万ずつ積み立てをしていったというときに10年経過したときには約2,000万が基金として積まれている、もし10年のときに大規模修繕が発生した場合には、そこからまず支出を、そこを取り崩して修繕等に充てていくと。また、11年目からそれ以降、基金のほうに

積んでいくと。適宜、大規模修繕が必要な時期には、その基金から財源として修繕に充てていくということでございます。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかは。5番、平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 工事の瑕疵担保は10年ぐらいですか。

○議長（山内 剛） 矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） その辺につきましてはちょっと確認をいたします。10年というのはまだはっきりしておりませんので。

○議長（山内 剛） 5番、平田議員。

○議員（5番 平田 利治） RCの建物ですので、漏水か外壁工事ぐらいが10年、15年ぐらいでかかると思うんですけど、基本的には3,500万というぐらいの数字が出るんですが、この修理は指定管理者がやるんでしょうか、それとも入札でやるんでしょうか。

○議長（山内 剛） 福岡企画係長。

○企画係長（福岡 信義） 今現在では指定管理者のほうに随意契約という方式で出すのか、あるいはリフォームに関する、修繕に関するものを入札で出すのかということについては、今現在でははっきり方向性としては決めていないというのが現状でございます。

5年、10年後、修繕を出すというときにどういった課題があるかということ、例えば指定管理者に随意契約で出す場合については、その建物の瑕疵、責任をどこの部分にするかというところがございます。もし入札で出した場合にそれが建て主の責任によるものなのか、リフォームしたものによるものなのかというものを責任の所在をはっきりさせる必要があるかというふうに考えておりますので、現状では、まずは修繕を行う上で点検というものが必要になってきますので、まず点検業務をしっかりとした上で、これを指定管理者に随意契約で出すのがいいのか、あるいは入札で出すのがいいか、当然費用の面というものでいきますと低額で同じものが実施できるのがいいかと思っておりますので、そこは今後方針については固めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 5番、平田議員。

○議員（5番 平田 利治） マンションなんかの瑕疵担保ですと、契約時に10年というのが出てくるわけですので、その辺は早急をお願いしたいというのと、ぜひ入札をお願いしたいと思っております。基本的にこれだけの大規模工事を1社が随契でやるなんて考えられないんで、その辺は入札でお願いしたいと。先のほうの話ですけど。

以上です。

○議長（山内 剛） 答弁はいいですか。ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） なければ、これで1日目の質疑はなしと認めます。

日程第7. 議案第51号 大刀洗町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第7、議案第51号大刀洗町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。須山税務課長。

○税務課長（須山りつ子） おはようございます。税務課の須山でございます。よろしくお願いたします。

それでは、議案第51号大刀洗町税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容について御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方税法の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第85号）の公布に伴い、猶予制度に係る一定の事項について条例で定めるほか、所要の改正を行う必要が生じました。これに伴い大刀洗町税条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、1点目は、地方税の改正により徴収猶予、換価の猶予の制度につきまして、分割納付の規定、申請書の記載事項、提出書類、申請書の補正にかかわる手続期間、担保の徴取基準等を地方団体の条例で定めることとされたものです。

2点目は、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年9月30日に公布され、9月議会で議決いただきました大刀洗町税条例の一部を改正する条例の改正規定となっております。

それでは、議案書の新旧対照表により内容の説明をいたします。

議案書の5枚目、大刀洗町税条例新旧対象表（第1条による改正）の1ページのほうをお願いいたします。左のほうが今回の改正で、右側が旧になっております。

まず、第8条でございます。徴収の猶予をする場合における当該徴収の猶予に係る徴収金を分割して納付または納入する方法について定めるものでございます。

2ページをお開きください。第8条第2項でございます。第8条の規定は、徴収の猶予をした期間の延長について準用するものでございます。

次に、第9条、3ページの第9条第2項及び第9条第3項におきましては、徴収の猶予を申請する場合の申請記載事項及び添付書類について定めるものでございます。

次に、第9条でございます。徴収の猶予の延長を申請する場合の申請書記載事項及び添付書類について定めるものでございます。

4ページをお開きください。第9条第5項でございます。災害等により徴収の猶予をする場合で、添付書類の提出が免除される場合であっても提出が義務づけられる書類について定めるものでございます。

第9条第6項でございます。徴収の猶予または徴収の猶予の延長に係る申請書または添付書類の記載等に不備があった場合で、これらの書類の提出を求める通知を受けた場合の訂正あるいは提出期間について20日以内と定めるものでございます。

第10条でございます。職権による換価の猶予をする場合、町の徴収権を分割して納付または納入する方法について定めるものでございます。

また、5ページ、第2項におきまして、町が必要に応じて提出を求めることができる書類について定めるものでございます。

同じく5ページ、第10条の2でございます。申請による換価の猶予をする場合における町の徴収金を分割して納付または納入する方法について定めるものでございます。

第2項におきまして、申請書の記載事項、添付書類を定めるものでございます。また、申請書の提出期限は、猶予の申請を行う徴収金の納期限から6月以内と定めるものでございます。

6ページ、お開きください。第10条第3項でございます。換価の猶予期間の延長を申請する場合の申請書記載事項及び添付書類について定めるものでございます。また、換価の猶予または換価の猶予の延長に係る申請書または添付書類の記載に不備がある場合で、これらの書類の提出を求める通知を受けた場合の訂正あるいは提出期限について20日以内と定めるものでございます。

同じく6ページ、第10条の3でございます。担保の徴取を不用とする基準について猶予金額が100万以下、猶予期間が3月以内である場合には担保を徴取しないものと定めるものでございます。

次に、第18条及び7ページ、第23条につきましては、適用条文を整備するものでございます。

次に、1枚開いていただきまして、第2条による改正大刀洗町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表をお開きください。

1ページから2ページの第2条第3号及び第4号につきましては、改正規定を削るものでございます。

2ページ、第36条の2第8項、3ページ、第63条の2第1号、4ページ、第89条第2項第2号及び第119条の3第2項第1号につきましては、それぞれ法人番号の規定を整備するものでございます。

次に、改正条文、4ページをお開きください。議案書3枚目の裏になります。附則につきまし

て、施行期日がそれぞれ定められております。第1条の規定は平成28年4月1日、第2条の規定は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。4番、林議員。

○議員（4番 林 威範） 全員協議会でも申し上げましたが、もう一度確認させてください。

住民にとって不利益を受けるような条文の改正ではなくて、今までもあった猶予を受ける条件は変わらないけれども、条件の内容をこの条例で明確にしたものであるのかどうか1点と、これによって職員の手間が著しくふえるとかいうことでもないということによろしいでしょうか。

○議長（山内 剛） 須山税務課長。

○税務課長（須山りつ子） 林議員の御質問にお答えいたします。

今回の改正は、地方税の改正により、換価の猶予の申請に関しては新しく設けられておりますが、徴収の猶予及び換価の職権のほうの猶予のほうにつきましては、もともと地方税法のほうにありました。今回、地方税法の改正により、条例で新たに分割の規定——分割納付の方法の規定、申請書の記載事項、提出書類、申請書の補正に係る手続期間、担保の徴収基準等を各自の地方団体の条例で定めるようになりましたので、今回定めたものです。

また、今まで地方税法にありましたが、実際にはこの制度を使って徴収猶予を受けた方は現在ではいらっしゃいませんが、今後ともに納税者の方と相対して相談を受けて、これに該当する方であればこちらを使っていくように、まずは納税者相談から初めて、納税者の方にとってよりよい方法、また、町にとって徴収がよりよい方法で進めていきたいと思っております。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑はなしと認めます。

それでは、ここで10分ぐらい暫時休憩をしたいと思います。開始時間はそれで10時20分から。

休憩 午前10時10分

.....

再開 午前10時20分

○議長（山内 剛） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

日程第8. 議案第52号 久留米広域市町村圏事務組合同規約の変更について

○議長（山内 剛） 日程第8、議案第52号久留米広域市町村圏事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） 地域振興課、矢野です。

それでは、議案第52号久留米広域市町村圏事務組合規約の変更について、提案理由及び内容を説明いたします。

まずは議案の朗読をいたします。

議案第52号久留米広域市町村圏事務組合規約の変更について、地方自治法第286条第2項の規定により久留米広域市町村圏事務組合規約を別紙のとおり変更する。

ということで、提案理由につきましては、平成28年4月1日から久留米広域市町村圏事務組合の事務所の位置を変更することに伴い、久留米広域市町村圏事務組合規約を変更する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであるということでございます。

内容といたしましては、次のページをごらんください。

組合事務所の変更に伴うもので、久留米広域市町村圏事務組合規約の一部を次のように改正するというので、「北野町中3245番地3」を「東櫛原町999番地1」に改める。

附則で、この規約は平成28年4月1日から施行するというのでございます。

理由といたしまして、今般、久留米市の山川町に、久留米東郵便局のすぐ西側ですが、そこに筑後地域と甘木・朝倉を管轄する消防の指令センターが整備されたことに伴いまして、現在、東櫛原町にあります広域圏消防本部庁舎内の司令システムが撤去されるというふうになります。そのスペースに本来同一箇所での執務が望まれる広域圏の事務局を移転させるというふうなことでございます。

御審議の上、承認していただきますように、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第9 議案第54号 久留米市との久留米広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の

締結について

○議長（山内 剛） 日程第9、議案第54号久留米市との久留米広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） それでは、議案第54号久留米市との久留米広域連携中枢都市圏

の形成に係る連携協約の締結について、提案理由及び内容について説明をいたします。

それでは、議案書の朗読をいたします。

議案第54号久留米市との久留米広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について、上記の議案を提出する。平成27年12月7日、大刀洗町長安丸国勝。

提案理由ですが、久留米市との久留米広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結するため、地方自治法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容といたしましては、次のページの協約書をごらんください。久留米広域連携中枢都市圏とは、現在の久留米広域圏や久留米定住自立圏と同じ枠組みで、久留米市、小郡市、うきは市、大川市、大木町、そして大刀洗町の4市2町になりますが、この圏域自治体が一体となって、人口減少、少子高齢化が進む中、圏域の経済を活性化し、雇用の場を創出することなどを目的に取り組むものであり、中心都市であります久留米市と近隣の自治体が1対1で連携協約を締結するというふうになります。

第2条でございますが、2条といたしましては、圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積・強化、そして圏域全体の生活関連機能サービスの向上を掲げております。

それから、飛ばしまして、第4条でございます。会議では、会議体としまして、各市町の首長で構成する推進協議会が設置されるというふうになっております。

それから、前後しますが、第3条ですが、別紙A3版の見開きの部分をごらんいただきたいというふうに思います。取り組みの内容でありますとか、各、久留米市と町の役割分担について明記がしてあります。

取り組みの内容でございますが、現在、定住自立圏で共同実施している事業をこちらのほうでも取り組むものとか、今後この中枢都市圏域の中で実施が想定されるものを含めて包括的に連携する内容となっております。したがって、これらのどの事業で連携していくかということにつきましては、具体的な内容により今後協議を進めていくというふうになります。

大きな内容で言いますと、基本方針で示した3つの事項において、1つ目の圏域全体の経済成長の牽引に関する取り組みでは、大都市圏に向けた圏域の特産品など販路拡大、販売促進、地域産業の創業支援や広域の観光周遊ルートの形成、観光キャンペーンなどが挙げられております。

それから、2つ目の高次の都市機能の集積・強化に関する取り組みでは、現在建設中の久留米シティプラザ等の活用など、文化芸術分野において連携し、医療面では地域医療の連携と救急医療の充実などが挙げられております。

それから、3つ目でございますが、圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取り組みでは、小児救急医療の安定的運営、子育て支援の連携、次のページになりますが、公共交通の検討、圏域マネジメント能力の強化のため職員の人事交流あるいは合同研修会の実施などで連携を

図ることといたしております。

本議会で決定していただければ、来年の2月に連携協約が締結され、これらの方向性を柱にワーキンググループ等々をつくりまして、具体的な取り組みであるとか、事業を考えまして、それらをビジョン懇談会等で審議していただいて進めていくというふうになっております。そういうことでございます。

以上、説明を終わります。御審議の上、承認していただきますようによろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第10. 議案第53号 久留米市との久留米広域定住自立圏の形成に関する協定を廃止する協定の締結について

○議長（山内 剛） 日程第10、議案第53号久留米市との久留米広域定住自立圏の形成に関する協定を廃止する協定の締結についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） それでは、議案第53号久留米市との久留米広域定住自立圏の形成に関する協定を廃止する協定の締結について、提案理由及び内容について説明を申し上げます。まずは朗読をいたします。

議案第53号久留米市との久留米広域定住自立圏の形成に関する協定を廃止する協定の締結について、上記の議案を提出する。平成27年12月7日、大刀洗町長安丸国勝。

ということで、提案理由ですが、平成22年3月13日に久留米市と締結をいたしました久留米広域定住自立圏の形成に関する協定を廃止する協定を締結するため、久留米広域定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例、本町の条例ですが、——の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

それでは、内容といたしましては、先ほどの議案第54号で説明いたしましたとおり、今後、本圏域は定住自立圏からさらに地域を活性化し、経済を持続可能なものとするために連携中枢都市へ移行する準備を進めております。したがって、この久留米市との久留米広域定住自立圏の形成に関する協定を本町条例に従い廃止する旨の協定を結ぶために本議会の議決を求めるものでございます。

3枚目に協定を廃止する旨の協定書を、一番最後のページでございますが、つけております。

そういうことで御理解のほど、よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。以上でございます。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第11. 議案第55号 町道路線の認定について

○議長（山内 剛） 日程第11、議案第55号町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） 建設課の重松でございます。

議案第55号の町道の新規認定について、提案理由及び内容について御説明いたします。

まず、議案書を朗読いたします。

議案第55号町道路線の認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により町道路線を別紙のとおり認定する。平成27年12月7日提出、大刀洗町長安丸国勝。

提案理由、大刀洗町開発行為等整備要綱に基づき開発区域内道路の協議を行い、完了検査の結果、道路の基準に適しているため、町に帰属し町道認定を行うものです。

お手元資料の2ページをごらんください。番号は344番の路線名本郷41号線でございます。起終点は、大刀洗町大字本郷字新貝4366—18地先から終点と同じく本郷字新貝4366—11地先まででございます。道路延長は75メートル、道路幅員は6メートルでございます。

次のページをごらんください。地図をつけております。場所を申し上げますと、青い直線で描いている分が国道322号でございます、西本郷交差点がございます。その西側、南西側の住吉住宅団地内でございます、今回新たに農地を転用された4,125平米の住宅分譲団地内に開発された道路でございます。図面の赤線で囲んだ区域が今回の開発区域でございます、緑線がかぎの手に表示しているのが今回の町道認定を行う路線でございます。

詳細につきましては、次のページをごらんください。

先ほど始点と終点を申し上げましたけども、始点がこの大字新貝の4366—18で、お手元の開発区域の左側になっております。終点がかぎの手の先のほうで、地番が4366—1ということで、幅員6メートル、延長75メートルの道路です。

道路の整備について中間検査及び完成後の完了検査を行い、町道の基準であります道路幅員6メートル、両側側溝を設置しているために、今回寄附をしていただいて町道認定を行うものでございます。

御審議よろしくお願いいいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。3番、森田議員。

○議員（3番 森田 勝典） 森田でございます。

ちょっと伺いますけど、2ページは番号344、本郷41号線となって、3ページの図面のところには342となっておりますが、これはどういうことですか。

○議長（山内 剛） 重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） 御指摘のとおり、申しわけございません。正式には344番でございまして、3ページの地図に示しております新規認定の342を344に訂正をいただきたいと思っております。申しわけございません。間違いでございました。

○議長（山内 剛） ほかはございませんか。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 資料なんですけど、今の地図です、今間違いが認められたほうの2ページの地図のここの左側のところはもう開発が進んでおります。新しい地図でお示しいただいたほうがいいんじゃないかと思うんですが、今回はこれでわかりますけれども、今後開発が終わっている所の道がかりがちょっと不明なんです、この地図では、両方の地図を合わせますと、それをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山内 剛） 重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） まず1つ言わせていただくと、現在、町で使っているGISの図面がまだ新しいやつに更新されてないのが1点と、ですからもう本当は田んぼの所が既にもう住宅団地になっているというところございまして、今後最新の情報をつけて御提示したいと思ひます。申しわけございませんでした。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。

日程第12. 議案第56号 平成27年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（山内 剛） 日程第12、議案第56号平成27年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） 失礼します。それでは、議案第56号について説明いたします。

説明につきましては、お手元にあります予算書をお開きください。

まず、1ページをお開きください。

議案第56号平成27年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）につきまして、内容を説明いたします。

(歳入歳出予算の補正) 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,411万7,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,562万7,000円とするものでございます。

それでは、内容につきまして主だったものを説明していきます。

まず、歳出から説明させていただきます。

8ページをお開きください。

8ページ、1款議会費1項議会費でございます。――すいません、その下の2款総務費1項総務管理費等につきましては、職員の人件費等につきまして補正をしております。

8ページの一番下の5目財産管理費につきまして、25節積立金135万を増額しております。これにつきましては、ふるさと応援基金積立金としております。いわゆるふるさと納税につきまして、いただいております寄附金につきまして、当初の予定よりも随分件数がふえてまいりました。当初、おおむね月40件あたりを見込んでいたわけですが、11月においては300件以上があったというふうに聞いております。そんな中でこちらのふるさと応援基金につきましては、積み増しをするということで、基金をふやしているところでございます。

次に、9ページ、2款1項8目電算事務費でございます。13節委託料で69万4,000円。内容につきましては、選挙人名簿システムの改修等の委託料と上げております。御存じのとおり来年度から選挙権が18歳まで引き下げられます。それに伴ういわゆる電算システム、システムの改修ということで上げております。

次に、その下の10目自治振興費でございます。13節委託料70万2,000円。ふるさと応援寄附金の事業委託料ということでございます。先ほど基金のほうで随分最近では寄附金がふえてきたということで説明いたしましたが、こちらのふるさと応援寄附金の委託につきましては、事業者のほうに納税に対しての町の特産品の配送であるとか、そういったものを委託しております。それで実績に合わせた委託料ということがふえますので、こちらのほうを増額しております。

次に、20目社会保障・税番号制度事業費ということで、その中の18節の備品購入費513万4,000円を増額しております。これにつきましては、いわゆるマイナンバー、番号カードによるマイナンバーに対応いたしました事務の強化のために経費を上げております。窓口で使います顔認証システム機器の導入に21万1,000円、そして、窓口のパネル等の購入ということで6万3,000円、それから、自治体情報セキュリティー抜本強化対策費、いわゆる町で情報漏えい等のシステムを強化するためのシステムの改修費として486万円を補正しております。

それから、11ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費の2目障害者自立支援費でございます。20節の扶助費を7,083万

6,000円の増額としております。こちらにつきましては、障害者福祉事業、いわゆる福祉サービスにおきます利用者と、あるいは回数等がふえております。そのふえた分につきましては増額、それと利用単価がふえました。増額されております。そちらで合せて7,083万6,000円の補正をお願いしているところでございます。

次に、12ページをお開きください。

6目の重度障害者医療費でございまして。そのうちの20節扶助費で200万。これにつきましては、重度障害者医療給付金のほうがふえております。そのふえた分についての増額でございます。

それから、12目国民健康保険費、内容は28節繰出金でございまして。国保会計の特別会計のほうに2,223万3,000円を繰り出してございます。

次に、13目後期高齢者医療保険費でございまして。こちらでも28節繰出金ということで102万7,000円。内容につきましては後期高齢医療保険の特別会計のほうに繰り出してございます。

同じページの民生費、児童福祉費の中の1目児童福祉総務費でございまして。そのうちの扶助費1,864万8,000円を補正してございます。こちらにつきましては、保育園の運営費におきまして加算率の増がありました。それに伴う増額ということで1,864万8,000円を増額してございます。

次に、13ページでございまして。

3目の乳幼児医療費、その中の20節扶助費が250万発生してございます。これにつきましては、乳幼児医療費の増という形で250万増額してございます。

次に、14ページをお開きください。

5款農林水産費1項の農業費の15目農村環境整備費でございまして。15節工事費として287万3,000円を補正してございます。これは高樋地区におきまして現在水路工事の改修工事を行っておりますが、そちらの工事変更に伴う増額ということで287万3,000円の増でございまして。

次に、18目力強い水田農業確立事業で、19節負担金・補助及び交付金で64万8,000円を増額してございます。こちらにつきましては、中間管理機構によりまして農地の貸し借りにおきまして、貸し手のほうに対する県からの交付金の増でございまして。

同じく19目の農地中間管理事業費、負担金・補助及び交付金で150万を増額してございます。先ほど申し上げました県の事業と同じく、今度は国、国庫の事業でございまして。そちらのほうの増額ということで、150万増額してございます。

それから、20目北部地区ほ場整備事業費ということで、19節負担金・補助及び交付金で

700万を増額しております。これにつきましては、北部地区の基盤整備事業に伴います設計費にかかわるものでございます。これまで国・県・町ということでの負担金を考えておりましたが、国のほうの負担金が見つからないということございまして、県・町というふうなことの割合になりました。その辺の増額と、また、設計費の単価の増というふうなことでございます。

次に、同じく14ページの7款土木費3項生活環境整備費でございます。公共下水道事業費のほうに28節繰出金といたしまして2,137万円を下水道特別会計のほうに繰り出しております。

次に、16ページをお開きください。

9款教育費3項中学校費3目の教育振興費でございます。19節負担金・補助及び交付金につきまして82万9,000円の補正でございます。これにつきましては、中体連の各種大会出場補助金ということでございまして、中体連で主催されます各種大会があるわけですが、そちらのほうへの出場補助として増額しております。

それから、9款5目いわゆる社会教育費の2目公民館費でございます。19節負担金・補助及び交付金で130万6,000円。これにつきましては、1分館の建設事業費の助成金でございます。そこで130万6,000円を補正しております。

以上、歳出について概略を説明——内容を説明させていただきました。

続きまして、歳入についての説明をいたします。

1ページにお戻りください。

1ページです。第1表歳入歳出予算補正でございます。

こちら歳入につきましては、歳出に応じた受け入れをしております。こちらのほうに国庫支出金から県支出金、そして寄附金、繰越金という項目を上げております。国庫支出金につきましては、補正額5,092万1,000円、県支出金におきましては3,040万8,000円、寄附金で135万円、そして、繰越金で8,143万8,000円、補正額1億6,411万7,000円の歳入を組んでおります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 7番、長野でございます。16ページの史跡整備管理費の中で42万8,000円が補正で上がっておりますけれども、竹の伐採作業、ここは場所は堤の、官衙遺跡の北側に堤があるですね、あそこの堤の法面といいますか、場所的にはどの辺になるのかです。それと、あそこは下高橋の財産区になつとる分がかなりあると思うとです。そこではないわけですか。

○議長（山内 剛） 森田生涯学習課長。

○生涯学習課長（森田 正道） 生涯学習課の森田でございます。場所につきましては、下高橋官衙遺跡の東側です。一番東側、高樋との境あたりのそこの法面の竹の伐採でございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 下のほうに、大刀洗川にも通じる所ですか。筑紫野・久留米線の東側になる所ですか。

○議長（山内 剛） 森田生涯学習課長。

○生涯学習課長（森田 正道） そのとおりです。県道から東側になります。

○議長（山内 剛） ほかに。1番、安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 1番の安丸です。9ページの2款1項20目の中の18節備品購入の関係で、先ほどマイナンバーに伴うウェブカメラの設置等で説明がありましたけども、具体的に窓口ウェブカメラを置くということですけど、窓口というのは具体的にどこなのかというのが1つと、その3行目にシステム導入費ということで計上されています486万、先ほどの説明では改修費という説明だったかと思うんですが、これはシステムですから、電算室のほうにのせかえるものなのか、新たにマイナンバー導入に伴ってのセキュリティーシステムを追加して導入するものか、もう一度説明をいただきたいと思います。

○議長（山内 剛） 佐田住民課長。

○住民課長（佐田 裕子） 住民課の佐田でございます。安丸議員の質問にお答えします。

個人番号カードのほうの交付にあたる――まず通知番号カードが簡易書留で国のほうから送られてきておりますが、その中に申請書が同封されておまして、個人番号カードの申請をされて、それからまた、国、J-LISという機構のほうからまたつくられて町役場のほうに送付されてくる、そして、町役場のほうで申請された方に交付するっていう流れになります。そちらの担当は住民課住民係のほうの窓口になります。

補正のほうに組んでおります顔認証システム機器を活用しながら、国の総務省の通知によって、窓口に来られた方、同一性を確認する、判断するというので、この顔認証システムを活用するということに、まずは目視して、疑義がある場合は顔認証システムで同一性を判定するというようになっております。これも住民係の窓口になっております。

あと、3行目、自治体情報セキュリティーの……。

○議長（山内 剛） 大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） 失礼します。それでは、安丸議員からいただきました自治体情報セキュリティー抜本強化対策システムの導入費というふうなことで486万円を計上させていただいておりますが、先ほど私のほうが説明が少し不足してたのか足らなかったのか、ちょっと修正を

させていただきたいと思えます。

そもそもセキュリティー対策、いわゆるこの問題の発生は、個人情報の流出でパソコンから、いわゆるインターネットからの個人情報の流出を防ぐためにシステムの改修をきちっとやってくださいということで、総務省のほうから以前、10月5日までに改修するよという形で来ました。

そこで、費用の面からいきまして早急には改修できないということで、どういった措置をとったかといいますと、それまではそれぞれ職員の机にありますパソコンでインターネットと、そしていわゆる行政システム、基幹系システムと一緒にできたわけです。かといってこれが情報漏えいしてるわけではなくて、システム上、特別問題はなかったんですけども、分けるということで。その後の措置としては、役場にありますがパソコンをいわゆるインターネットだけしか使わないパソコンと、あとは情報いわゆる基幹系システム、行政システムということで大きく2つに分けておりました。そういった形で運用をしてきたわけですが、今回さらに強化というか利便性も考えまして、今職員の机にありますパソコンの中をきちっといわゆる情報系とインターネットとはっきり分けるというシステム、それを構築しようということで今回補正を組ませていただいているわけでございます。

これによって100%漏えいしないということは必ずしも言えないわけですが、今まで以上にそういった個人情報の漏えいなくなるということで、システムを組ませていただきたいというふうなことで費用を上げております。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかがございませんか。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 8ページのふるさと応援寄附金の件ですが、11月に300件になったと。とても喜ばしいことなんですが、返礼の品物がふえたという要因もあるかと思いますが、300件になった理由っていいいますか、は何でしょうか。何と考えられますか。

○議長（山内 剛） 矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） 想定されることを述べさせていただきます。昨年までが約月15万ぐらいだったんですが、7月に「さとふる」と契約をいたしまして、ふるさと納税のシステムを構築していったんですが、それから急に3倍程度なりまして、45万程度に二、三カ月なりまして、10月で100万程度になりまして、11月が今言われましたように300万近くになっていると。12月につきましても、もう税金関係が12月までで所得申告があるものですから、12月も結構多いというふうに想定されます。

どうしてふえたかといいますと、「さとふる」との協定で全国的に情報が入っているというふうなことと、11月の初めでありますとか、町のほうが東京に行って、町村のフェアであります

とか、ハーベスト事業、そういったものでPRをした結果だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） ほかはございませんか。1番、安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 1番、安丸です。16ページの関係でお尋ねします。

9款5項の1目19節の負担金関係ですけれども、昨日の全員協議会の中でもこの関係には質問が出ておったかと思うんですが、今年度の当初予算の中では婦人会への助成金40万ということで計上されておりました、婦人会については御存じのとおり解散されておりますが、今回新たに女性の会補助金ということで30万の計上となっておりますけれども、助成金と補助金の扱いの違いについて、どういう判断でこういうことでされたのかっていう、通常、補助金であれば団体から申請があって採択なりされて一定の基準に基づいて何がしかの金額を出されるというふうに思ってるんですけども、今回の場合は助成金じゃなくて補助金という説明書きになっておりますが、そこらあたりを1点と、もう1点は解散した婦人会の助成金の関係で減額補正についてどういうお考えなのかという、この2点についてお尋ねします。

○議長（山内 剛） 森田生涯学習課長。

○生涯学習課長（森田 正道） 女性の会につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、全員協議会のほうで御指摘がありましたので、今回、女性の会補助金ということで上げさせていただいております。それから、婦人会につきましては、3月、次回の議会で減額をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 1番、安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 最初に聞きました助成金的な扱いと補助金との違いをちょっとお願いいたします。

○議長（山内 剛） 森田生涯学習課長。

○生涯学習課長（森田 正道） 申しわけありません。こちらは補助金ではなくて助成金でございます。助成につきましては、女性の会のほうから女性の会の規約等そういう申請書をいただいております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 1番、安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） ということは、この説明が誤りでしたということで、女性の会についても助成金的な扱いを今後されるということで確認しとってよろしいですね。

○議長（山内 剛） 森田生涯学習課長。

○生涯学習課長（森田 正道） はい。そのとおりでございます。

- 議長（山内 剛） ほかはございませんか。4番、林議員。
- 議員（4番 林 威範） すいません、同じところで確認ですけど、助成をするのと削減するのは時期が一緒じゃないと何かおかしいことにならないでしょうか。
- 議長（山内 剛） 森田生涯学習課長。
- 生涯学習課長（森田 正道） その件につきましては、一応、今回、助成金で計上させていただきまして、次回の3月補正ですか、こちらのほうで婦人会のほうは削減いたしたいと思います。
- 議長（山内 剛） 4番、林議員。
- 議員（4番 林 威範） それはわかったんですけど、そうすることがおかしいことにならないでしょうかという質問です。
- 議長（山内 剛） 森田生涯学習課長。
- 生涯学習課長（森田 正道） 一応、事務的には、これでいきたいと思いますので、よろしくお願いたします。
- 議長（山内 剛） というのですが、よろしいですか。ほかにございませんか。
- 〔なし〕
- 議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。

**日程第13. 議案第57号 平成27年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について**

- 議長（山内 剛） 日程第13、議案第57号平成27年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。
- 提案理由及び内容の説明を求めます。川原健康福祉課長。
- 健康福祉課長（川原 久明） 失礼いたします。健康福祉課の川原でございます。私のほうから国民健康保険特別会計について御説明をさせていただきたいと思っております。
- 補正予算書のほうで御説明をさせていただきます。補正予算書の表紙を開いていただきたいと思います。
- それでは、議案第57号平成27年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由及び内容について御説明を申し上げます。
- 歳入歳出予算の補正でございますが、第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億157万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億4,768万6,000円とするものでございます。
- それでは、内容について御説明をさせていただきます。6ページの歳出のほうから御説明をさせていただきます。6ページをお開きください。

6ページの歳出でございますが、主なものとしましては、2段目のほうにあります2款1項1目一般被保険者療養給付費でございます。今までの実績で不足分の8,500万円の補正を計上をさせていただいております。

また、その次の2款2項1目一般被保険者高額療養費につきましても、不足分の1,500万円の補正を計上させていただいております。

次に、2目の退職被保険者高額療養費につきましても、100万円の補正をさせていただいております。

8款2項2目の保健事業費につきましては、管理栄養士分の臨時職員の賃金を今回補正をさせていただいております。

続きまして、歳入の5ページをお願いいたします。

歳入でございますが、4款1項1目の療養給付費等負担金でございますが、2,720万、それから、7款2項1目の定率交付金につきましては765万の補正を計上させていただいております。

また、9款1項1目の一般会計繰入金の1節でございますが、保険基盤安定繰入金としまして、実績により2,175万6,000円を増額補正、それから、2節の職員給与等繰入金としまして47万7,000円の補正を計上させていただいております。

また、10款1項繰入金につきましては、1目一般被保険者繰越金としまして、4,448万9,000円を支出に合せて増額補正をさせていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第14. 議案第58号 平成27年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算
(第2号) について

○議長（山内 剛） 日程第14、議案第58号平成27年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 後期高齢者医療保険の特別会計補正について御説明をさせていただきます。

同じく予算書のほうで御説明をさせていただきます。予算書の表紙を開いていただきたいと思います。

それでは、議案第58号平成27年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

補正予算につきましては、第1条にありますように、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,401万円とするものでございます。

それでは、内容を説明させていただきます。6ページをお願いいたします。

まず、歳出のほうからですが、主なところとしまして、3段目になります。2款1項1目ですが、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。こちらは今年度の額が確定しましたので、43万1,000円の減額補正をするものでございます。

続きまして、5ページの歳入をお願いいたします。

3款1項1目、歳出に合わせまして事務費の繰入金の2万8,000円減額、2目保険基盤安定繰入金につきましては、歳出の減額と合せて43万1,000円を減額補正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

**日程第15. 議案第59号 平成27年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
について**

○議長（山内 剛） 日程第15、議案第59号平成27年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） それでは、大刀洗町下水道事業特別会計補正予算について御説明いたします。

お手元の資料の2枚目をごらんください。

議案第59号平成27年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、平成27年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,137万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,877万1,000円とする。

お手元の資料の6ページをごらんください。

まず、歳出のほうから御説明いたします。

6 ページ、歳出、1 款 1 項 1 目農業集落排水費の一般管理費、1 2 節役務費でございます。7,000 円を補正させていただいております。内訳としては、コンビニ収納手数料で5,000 円、下水道使用料通知等郵便料で2,000 円でございます。

次に、2 款 1 項 1 目公共下水道一般管理費でございます。これにつきましては、職員等の手当でありまして、2 3 節の償還金・利子及び割引料15 万円、これは下水道料金につきまして過年度の還付金等の発生がございますので、15 万円を計上させていただいております。

次に、2 目公共下水道整備費、補正額2,138 万5,000 円でございます。これは15 節の工事請負費でございます。工事内容がマンホールポンプの取りかえの追加費及び取り付け管等がございます。2,138 万5,000 円を計上させていただいております。

次に、5 ページをごらんください。歳入の部を御説明いたします。

一般会計繰越金として、総額2,137 万円を計上させていただいております。内訳としましては、一般会計繰越金の公共下水道分として2,136 万3,000 円、同じく一般会計繰入金の農業集落排水分として7,000 円を計上させていただいております。

以上で説明を終わります。御審議をよろしく願います。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。1 番、安丸議員。

○議員（1 番 安丸眞一郎） 6 ページの工事請負費の関係で、ちょっと確認なんですけども、これは前回たしか町内33カ所ぐらいマンホールポンプがあるかと思うんですが、その際、順次、経年劣化等によって取りかえるということがそのときに報告があったというふうに思っておりますが、この場合のマンホール取りかえについては、具体的な工事箇所については1カ所での計上なのでしょうか。具体的な所を教えてくださいと思います。

○議長（山内 剛） 重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） それでは、安丸議員の御質問にお答えいたします。

議員言われましたように、町内には33カ所のマンホールポンプがございます。今回の工事につきましては、まず1カ所でございます。

場所につきましては、西大刀洗北のマンホールポンプでございます。場所的には県道本郷基山線の県営住宅前の信号機から南のほうに曲がって、約200メートル行ったあたりのところにマンホールポンプがございます。そのマンホールポンプのポンプの取りかえ及び管の取りかえを行う工事でございます。そのほかにマンホールポンプの取りかえ工事ではございませんけども、8月の大雨、台風15号の大雨が降った際に大堰神社の北側の堤防のり面に管を埋設してる部分がございます。その擁壁等が壊れての復旧工事等も含まれております。ですので、マンホールポンプ以外でも幾つか工事がございます。その分の工事費の合計がここに計上しております2,138 万5,000 円となっております。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかはございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。

日程第16. 認定第1号 平成26年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第17. 認定第2号 平成26年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18. 認定第3号 平成26年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19. 認定第4号 平成26年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20. 認定第5号 平成26年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第21. 認定第6号 平成26年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（山内 剛） 日程第16、認定第1号平成26年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第21、認定第6号平成26年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上6件については関連がありますので、これを一括議題といたします。

各議案を一括して、順次提案理由及び内容の説明を求めます。大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） それでは、認定第1号平成26年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成27年12月7日提出、大刀洗町長安丸国勝、でございます。

続きまして、認定第2号平成26年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成27年12月7日提出、大刀洗町長安丸国勝。

続きまして、認定第3号平成26年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成27年12月7日提出、大刀洗町長安丸国勝。

失礼しました。それでは、認定第1号の一般会計に戻っていただきたいと思います。

207ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。区分、歳入総額60億8,994万4,160円、歳出総額56億7,449万419円、歳入歳出差引額4億1,545万3,741円、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、繰越明許費繰越額2,369万8,000円、計の2,369万8,000円でございます。実質収支額3億9,175万5,741円。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はゼロ円でございます。

戻りまして、認定第2号の国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

失礼しました。33ページをお開きください。

実質収支に関する調書、実質収支に関する調書、歳入総額18億4,605万4,779円、歳出総額17億4,581万1,116円、歳入歳出差引額1億24万3,663円、翌年度へ繰り越すべき財源はゼロでございます。実質収支額1億24万3,663円、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はゼロでございます。

続きまして、認定第3号平成26年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

15ページをお開きください。

実質収支に関する調書、歳入総額1億8,353万3,773円、歳出総額1億7,846万8,413円、歳入歳出差引額506万5,360円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ、実質収支額506万5,360円。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はゼロでございます。

続きまして、認定第4号平成26年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成27年12月7日提出、大刀洗町長安丸国勝、でございます。

11ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額1,234万5,031円、歳出総額294万1,323円、歳入歳出差引額940万3,708円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ、実質収支額940万3,708円。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はゼロでございます。

続きまして、認定第5号平成26年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成27年12月7日提出、大刀洗町

長安丸国勝、でございます。

11ページをお開きください。

実質収支に関する調書、歳入総額423万9,991円、歳出総額4万5,658円、歳入歳出差引額419万4,333円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロでございます。実質収支額419万4,333円。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はゼロでございます。

続きまして、認定第6号平成26年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成27年12月7日提出、大刀洗町長安丸国勝。

21ページをお開きください。

実質収支に関する調書、歳入総額7億1,946万3,904円、歳出総額7億1,653万95円、歳入歳出差引額293万3,809円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ、実質収支額293万3,809円。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はゼロでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほうお願いします。

○議長（山内 剛） お諮りします。平成26年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定及び各特別会計決算の認定につきましては、全議員の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。したがって、全議員の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、決算特別委員会は、12月9日水曜日午前9時30分から、協議会室で開催します。

○議長（山内 剛） 以上で本日の議事は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時34分
